

阿波銀行カードローン あわぎんスマートネクスト 利用申込書 兼 保証委託依頼書 記入例

ご注意事項

インターネットおよび電話にて事前審査で承認を得られた方がご利用いただけます。

- お申込みをされるご本人さまが必ずご記入ください。
- ご記入例をご覧になり、ボールペンで強くご記入ください。
- 事前審査の際の申込内容と、正式申込書ならびに確認書類等の内容が相違している場合は、ご融資をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- 本申込書の3、4、5枚目はお客さまが大切に保管ください。

本申込書5枚目の「個人情報の取扱いに関する同意条項」及び「個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項(同意条項)」を確認し、同意したうえでお申込みになるご本人さまが自署願います。

FAX 0120-294842

阿波銀行カードローン あわぎんスマートネクスト 利用申込書 兼 保証委託依頼書 (銀行提出用)

FAX送信ページ

株式会社阿波銀行 御中
保証委託先 エム・ユー信用保証株式会社 御中
私は別紙の「阿波銀行カードローン あわぎんスマートネクスト取引規定」、「保証委託約款」、「個人情報の取扱いに関する同意条項」及び「個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項(同意条項)」の各条項に同意のうえ、エム・ユー信用保証株式会社を連帯保証人として株式会社阿波銀行に「阿波銀行カードローン あわぎんスマートネクスト」の利用を申込みます。

お客さまへ

◆ご印鑑は不要です。
◆お申込みの前に、「阿波銀行カードローン あわぎんスマートネクスト取引規定」、「保証委託約款」、「個人情報の取扱いに関する同意条項」及び「個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項(同意条項)」をよくお読みください。
◆FAXでご送信いただいた場合は、当行において判読可能状態で受信し印字された本申込書が原本となります。
◆記載事項に訂正や誤記がある場合は、お客さまへ確認のうえ訂正させていただくことがあります。

●お申込みになるご本人さまについて

※太ワクの中をご本人さまがすべてご記入ください。

申込日

〇〇年〇〇月〇〇日

申込区分

☒新規申込 ☐利用限度額増額申込

性別

☒男 ☐女

フリガナ

必ずご記入ください。

ア

ワ

タ

ロ

ウ

生年月日

☒昭和 ☐平成

お名前

阿波 太郎

55年1月1日

ご住所

〒770-0901 徳島 徳島 西船場町2-24-1
〇〇マンション305号
(アパート・マンション名、部屋番号等までご記入ください。)

<阿波銀行カードローン あわぎんスマートネクストのご案内>

ご契約極度額

●10万円～800万円 (10万円単位)

ご利用限度額

●ご契約後、ご契約極度額の範囲内で実際にお借入れいただける「ご利用限度額」を設定いたします。ご利用限度額はお客さまの信用状況により増減いたします。(ご利用限度額が0円となる場合もあります。)

お借入利率
(固定金利・保証料込)

ご契約極度額	10万円～200万円	210万円～300万円	310万円～490万円	500万円～600万円	610万円～790万円	800万円
お借入利率	14.8%	9.8%	7.8%	4.7%	4.0%	1.7%

FAXの場合

FAX送信ページ、本人確認資料(※)
※：運転免許証・健康保険証等

0120-294842

保証番号

※原則必要
(該当書類に○)

① 運転免許証・その他

② 健康保険証(確認資料①がない場合)

確認者印

CIF

店番

店名

受付店

実行店

検印

本人自署確認

写し交付者印

認可印

検印

係印

個人情報の取扱いに関する同意について

私は、標記ローンを申込むにあたり、別紙「個人情報の取扱いに関する同意条項」及び「個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項(同意条項)」の各条項を理解したうえで同意します。

ご署名
(自署)

阿波 太郎

<ご返済用預金口座のお届け>

ご返済用預金口座
(ご本人名義に限り)

阿波銀行

☒支店 ☐出張所

普通預金

口座番号

1234567

<お振込希望額>

ご契約と同時に(カード到着前)にお借入れを希望される方は、以下の欄にご記入ください。
なお、お借入希望額がご利用限度額を超える場合は、ご利用限度額とさせていただきます。

振込による借入を希望する。

☐

ご契約と同時に振込によるお借入れを希望される方は「○」をご記入ください。

お振込口座

上記ご返済用預金口座と同一になります。

振込借入希望金額(1万円単位)

10

カードローンのご返済をされる預金口座のお取引店、口座番号をご記入ください。

ローンカードが到着するまでにお借入れを希望される場合は希望金額をご記入ください。

ご記入日をお書きください。

フリガナも必ずご記入ください。

- ・郵便番号をお忘れなくご記入ください。
- ・アパート・マンション名、部屋番号までご記入ください。

FAX送信方向

事前審査の結果、承認された方のみお申込みいただけます。承認された方でも、本申込書の記載内容と、別紙「個人情報の取扱いに関する同意条項」及び「個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項(同意条項)」の内容が相違している場合は、ご融資をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

株式会社阿波銀行 御中

保証委託先 エム・ユー信用保証株式会社 御中

私は別紙の「阿波銀行カードローン あわぎんスマートネクスト取引規定」、「保証委託約款」、「個人情報の取扱いに関する同意事項」及び「個人情報の取得・保有・利用・提供に関する事項（同意事項）」の各条項に同意のうえ、エム・ユー信託保証株式会社を連帯保証人として株式会社阿波銀行に「阿波銀行カードローン あわぎんスマートネクスト」の利用を申込みます。

お客さまへ

- ◆ご印鑑は不要です。
- ◆お申込みの前に、「阿波銀行カードローン あわぎんスマートネクスト取引規定」、「保証委託約款」、「個人情報の取扱いに関する同意条項」及び「個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項(同意条項)」をよくお読みください。
- ◆FAX でお送信いただいた場合は、当行において判読可能状態で受信し印字された本申込書が原本となります。
- ◆記載事項に訂正や誤記がある場合は、お客さまへ確認のうえ訂正させていただくことがあります。

●お申込みになるご本人さまについて

※太ワクの中をご本人さまがすべてご記入ください。

申込日	西暦	年	月	日	申込区分	☐ 新規申込 ☐ 利用限度額増額申込	性別	☐ 男 ☐ 女
フリガナ	必ずご記入ください。					生年月日		
お名前						☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日		
ご住所	〒 -					都道府県 市区郡 (アパート・マンション名、部屋番号等までご記入ください。)		

＜阿波銀行カードローン あわぎんスマートネクストのご案内＞

ご契約極度額	●10万円～800万円（10万円単位）															
ご利用限度額	●ご契約後、ご契約極度額の範囲内で実際にお借入れいただける「ご利用限度額」を設定いたします。ご利用限度額はお客様の信用状況により増減いたします。（ご利用限度額が0円となる場合もあります。）															
お借入利率 （固定金利・保証料込）	●ご契約極度額に応じてお借入利率が決まります。	<table border="1"> <tr> <th>ご契約極度額</th><th>10万円～200万円</th><th>210万円～300万円</th><th>310万円～490万円</th><th>500万円～600万円</th><th>610万円～790万円</th><th>800万円</th></tr> <tr> <th>お借入利率</th><td>14.8%</td><td>9.8%</td><td>7.8%</td><td>4.7%</td><td>4.0%</td><td>1.7%</td></tr> </table>	ご契約極度額	10万円～200万円	210万円～300万円	310万円～490万円	500万円～600万円	610万円～790万円	800万円	お借入利率	14.8%	9.8%	7.8%	4.7%	4.0%	1.7%
ご契約極度額	10万円～200万円	210万円～300万円	310万円～490万円	500万円～600万円	610万円～790万円	800万円										
お借入利率	14.8%	9.8%	7.8%	4.7%	4.0%	1.7%										

FAXの場合	FAX送信ページ、本人確認資料（※） ※：運転免許証・健康保険証等	0120-294842
--------	--------------------------------------	-------------

保証番号							
〔確認資料〕 ※原則必要 (該当書類に○)	① 運転免許証・その他() ② 健康保険証(確認資料①がない場合)						確認者印

(注) 店頭受付の場合 1. 確認資料は必ず原本を確認のうえ、コピー（表・裏）をとること
2. 確認資料①がない場合は「本人確認チェックシート」を作成すること（ローン諾否架電通知欄はチェック不要）

CIF								
-----	--	--	--	--	--	--	--	--

	店番	店名
受付店		
実行店		

〔営業店使用欄〕	検印	本人自署確認	写し交付者印	〔本部使用欄〕	認可印	検印	係印

個人情報取扱いに関する同意について

私は、標記ローンを申し込むにあたり、別紙「個人情報の取扱いに関する同意条項」及び「個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項（同意条項）」の各条項を理解したうえで同意します。

ご署名
(自署)

＜ご返済用預金口座のお届け＞

ご返済用預金口座 (ご本人名義に限ります)	阿波銀行					☐ 支店 ☐ 出張所
	普通預金	口座番号				

＜お振込希望額＞

ご契約と同時(カード到着前)にお借入れを希望される方は、以下の欄にご記入ください。
 なお、お借入希望額がご利用限度額を超える場合は、ご利用限度額とさせていただきます。

振込による借入を希望する。	☐	← ご契約と同時に振込によるお借入れを希望される方は「○」をご記入ください。
お振込口座	上記で返済用預金口座と同一になります。	
振込借入希望金額(1万円単位)		万円

事前審査の際の申込内容と正式申込書ならびに確認書類等の内容が相違している場合は、ご融資をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。審査の結果、ご希望に添い兼ねる場合もございますので、ご了承ください。その場合、本申込書はご返却できませんので、あわせてお読みみてください。

阿波銀行カードローン あわぎんスマートネクスト 利用申込書 兼 保証委託依頼書 〈お客さま控〉

株式会社阿波銀行 御中

保証委託先 エム・ユー信用保証株式会社 御中

私は別紙の「阿波銀行カードローン あわぎんスマートネクスト取引規定」、「保証委託約款」、「個人情報の取扱いに関する同意条項」及び「個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項（同意条項）」の各条項に同意のうえ、エム・ユー信用保証株式会社を連帯保証人として株式会社阿波銀行に「阿波銀行カードローン あわぎんスマートネクスト」の利用を申込みます。

お客さまへ

- ◆ご印鑑は不要です。
- ◆お申込みの前に、「阿波銀行カードローン あわぎんスマートネクスト取引規定」、「保証委託約款」、「個人情報の取扱いに関する同意条項」及び「個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項（同意条項）」をよくお読みください。
- ◆FAXでご送信いただいた場合は、当行において判読可能状態で受信し印字された本申込書が原本となります。
- ◆記載事項に訂正や誤記がある場合は、お客さまへ確認のうえ訂正させていただくことがあります。

●お申込みになるご本人さまについて

※太ワクの中をご本人さまがすべてご記入ください。

申込日	西暦	年	月	日	申込区分	☐ 新規申込	☐ 利用限度額増額申込	性別	☐ 男	☐ 女
フリガナ	必ずご記入ください。							生年月日		
お名前								☐ 昭和 ☐ 平成		
ご住所	〒 -							年 月 日		
		都道府県			市区郡			(アパート・マンション名、部屋番号等までご記入ください。)		

<阿波銀行カードローン あわぎんスマートネクストのご案内>

ご契約極度額 ●10万円～800万円（10万円単位）

ご利用限度額 ●ご契約後、ご契約極度額の範囲内で実際にお借入れいただける「ご利用限度額」を設定いたします。ご利用限度額はお客さまの信用状況により増減いたします。（ご利用限度額が0円となる場合もあります。）

お借入利率
（固定金利・保証料込）

●ご契約極度額に応じてお借入利率が決まります。

ご契約極度額	10万円～200万円	210万円～300万円	310万円～490万円	500万円～600万円	610万円～790万円	800万円
お借入利率	14.8%	9.8%	7.8%	4.7%	4.0%	1.7%

FAXの場合

FAX送信ページ、本人確認資料（※）

※：運転免許証・健康保険証等

個人情報の取扱いに関する同意について

私は、標記ローンを申込むにあたり、別紙「個人情報の取扱いに関する同意条項」及び「個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項（同意条項）」の各条項を理解したうえで同意します。

ご署名
（自署）

<ご返済用預金口座のお届け>

ご返済用預金口座 （ご本人名義に限ります）	阿波銀行				☐ 支店
	普通預金	口座番号			☐ 出張所

<お振込希望額>

ご契約と同時に（カード到着前）にお借入れを希望される方は、以下の欄にご記入ください。なお、お借入希望額がご利用限度額を超える場合は、ご利用限度額とさせていただきます。

振込による借入を希望する。	☐	←ご契約と同時に振込によるお借入れを希望される方は「○」をご記入ください。
お振込口座	上記ご返済用預金口座と同一になります。	
振込借入希望金額（1万円単位）		万円

0120-294842

（3枚目）お客さま控

【阿波銀行カードローン「あわぎんスマートネクスト」取引規定】（約定返済付当座貸越契約）

借主は、エム・ユー信用保証株式会社（以下「保証会社」という）の保証に基づき、株式会社阿波銀行（以下「銀行」という）とカードローン「あわぎんスマートネクスト」取引（以下「本取引」という）をするにあたり、次のとおり各条項を確認します。

第 1 条（取引の開説）

1. 本契約は借主からの申込を銀行が承諾したときに成立するものとします。
2. 銀行は、本取引に使用するためのあわぎんローンカード（以下「カード」という）を発行するものとします。
3. 本取引の当座貸越口座（以下「カードローン口座」という）については、通帳を発行しません。なお、本取引を利用された場合には、毎年 3 月、9 月の年 2 回「カードローンお取引照合表」を郵送します。
4. 借主は、「阿波銀行カードローンあわぎんスマートネクスト利用申込書兼保証委託依頼書」（以下「申込書」という）で本取引の返済用口座として、借主主義の普通預金（総合口座を含む）口座（以下「指定口座」という）を指定するものとします。
5. 借主は、当座貸越口座開設後に送付する契約通知書に記載の借主主義の普通預金（総合口座を含む）口座（以下「指定口座」という）を返済用口座として指定するものとします。

第 2 条（取引の方法）

1. 本取引は、カードおよび現金自動支払機（自動預金入金支払機を含む。以下「支払機」という）を使用する当座貸越とします。
2. 本取引では、小切手、手形の振出しあるいは引受け、または、公共料金等の自動支払は行いません。
3. カードおよび支払機の取扱については、銀行所定の「あわぎんローンカード規定」によるものとします。
4. 前項にかかわらず銀行が認めた場合に限り、借り主は銀行の所定の手続きをしたうえで、第 1 条 5 項に記載の借り主主義の指定口座に当座貸越の代わり金を入金する方法により、当座貸越の借入ができるものとします。この場合、銀行は、当座貸越口座から第 3 条に定める契約極度額の範囲内で当座貸越を行い、指定預金口座に入金するものとします。

第 3 条（契約極度額）

1. 本件の契約極度額は、銀行および保証会社が審査のうえ、決定します。
2. 本取引により銀行から貸越を受ける極度額は、契約通知書に記載の極度額とします。
3. 契約極度額の決定については、銀行本取引の利用状況その他の事情を勘案して、銀行所定の方法により増額することができるものとします。ただし、増額について、借主から希望しない申し出があった場合は、この限りではありません。
4. なお、この極度額を超えて銀行が貸越をした場合にも、本取引規定が適用されるものとし、その場合は銀行から請求があり次第直ちに極度額を超える金額を返済します。

第 4 条（利用限度額）

1. 銀行および保証会社は借主の借入状況の審査により、契約極度額を上限として利用限度額を定めます。借主は、利用限度額の範囲内で貸越を受けられるものとします。
2. 借主について、次の各号のいずれかにあたった場合、銀行および保証会社は利用限度額を減額（利用限度額を 0 にすることを含む）ことができるものとします。
 - (1) 本取引規定に違反したとき、または債務不履行があったとき。
 - (2) 借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により減額が相当と認められたとき。
3. 借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により、相当と認められた場合、銀行および保証会社は契約極度額を上限として利用限度額を増額することができるものとします。
4. 本取引にかかる利用限度額の変更に関しては、銀行から借主へ書面により通知するものとします。

第 5 条（取引期限等）

1. 本取引の期限は、契約日（銀行がローン取引開始の手続きを行った日）の 3 年後の応当日が属する月の約定返済日（銀行休業日の場合は翌営業日）とします。
2. 取引期限の 1 ヶ月前までに、銀行または借主から期限を延長しない旨の申し出がない場合には、取引期限はさらに 3 年間延長されるものとし、以降も同様とします。ただし、借主が満 65 歳を超えたときには、取引期限の更新は行わないものとします。
3. 銀行および保証会社は、第 4 条に定める利用限度額の変更ならびに本条第 1 項および第 2 項の取引期限延長に関して途中審査を行います。途中審査にあたっては、銀行および保証会社が資料の提出または報告を求めたときには、直ちにこれに応じるものとします。
4. 銀行または借主から取引期限を延長しない旨の申し出がなされた場合は、次のとおりとします。
 - (1) 期限の到来により本取引は終了します。
 - (2) 借主が返済できない場合は、取引期限までに貸越元利金全額を返済するものとします。
 - (3) 取引期限に貸越元利金がない場合は、取引期限の翌日に本取引は当然に解約されるものとします。

第 6 条（利息、損害金等）

1. 本取引による当座貸越借入金の利息（保証料を含む）は、付利単位を 100 円とし、毎月 7 日（銀行休業日の場合は翌営業日）に銀行所定の利率および方法により計算し、貸越元金に組み入れるものとします。
2. 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は貸越利率と同じとします。（年 365 日の日割計算）
3. 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は貸越利率および損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。

第 7 条（約定返済）

1. 本取引に基づく当座貸越借入金の返済は毎月 7 日（銀行休業日の場合は翌営業日）に前月 7 日（同前）の貸越残高に応じて、次のとおり行うものとします。

前月 7 日現在のお借入残高	ご返済額	前月 7 日現在のお借入残高	ご返済額
2 千円未満	貸越残高全額	50 万円超 100 万円以下	2 万円
2 千円以上 10 万円以下	2 千円	100 万円超 200 万円以下	3 万円
10 万円超 20 万円以下	4 千円	200 万円超 300 万円以下	4 万円
20 万円超 30 万円以下	6 千円	300 万円超 400 万円以下	5 万円
30 万円超 40 万円以下	8 千円	400 万円超	6 万円
40 万円超 50 万円以下	1 万円		

2. 前項にかかわらず約定返済日における貸越残高が、前項の約定返済額に満たない場合には、約定返済日における貸越残高の全額を返済します。
3. 本条第 1 項および第 2 項による約定返済が遅延した場合は、当該遅延額を次回約定返済金額に加算したうえ、約定返済額として返済します。

第 8 条（随時返済）

1. 前条による約定返済のほかにカードローン口座へ直接入金することにより随時に任意の金額を返済できるものとします。ただし、証券類はカードローン口座へ入金できないものとします。
2. 前項の随時返済は、カードを使用し自動預金入金支払機により行うものとします。
3. 約定返済が遅延している場合は、本条第 1 項にかかわらず、随時返済はできません。

第 9 条（約定返済金の自動引き落とし）

1. 第 7 条による返済は自動引き落としによるものとします。借主は毎月、返済日までに指定口座に返済金相当額以上の金額を預入し、銀行は返済日に普通預金（総合口座）通帳および普通預金払戻請求書なしで引き落としのうえ、返済にあてるものとします。
2. 万一、前項の預入が遅延した場合には、銀行は返済金と損害金について、預入後いつでも前項と同様の取扱ができるものとします。

第 10 条（期限の利益の喪失）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくとも、借主は本取引による一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済します。
 - (1) 第 7 条で定める約定返済を遅延し、銀行から書面等による督促にもかかわらず翌月 7 日（銀行休業日の場合は翌営業日）を越えて返済しなかったとき。
 - (2) 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
 - (3) 支払の停止または破産手続、民事再生手続等の法的整理開始の申出があったことを銀行が知ったとき。
 - (4) 弁護士等からの任意整理、破産手続開始の申立、民事再生手続開始の申立等の受任通知を受理したとき。
 - (5) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたことを銀行が知ったとき。
 - (6) 預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (7) 行方不明となり銀行からの通知が届くの住所に到着しなくなったとき。
2. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの請求によって、借主は本取引による一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済します。
 - (1) 銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - (2) 銀行との取引約定の一つでも違反したとき。
 - (3) 銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - (4) 借主が振り出した手形の不渡りや借主が発生記録した電子記録債権の支払不能が、6 ヶ月以内に生じたとき。
 - (5) 本項第 1 号から第 4 号のほか信用状態に著しい変化が生じるなど債務の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
 - (6) 銀行が返済用口座を取引の停止、または解除したとき。
3. 本条第 2 項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは銀行からの請求を受理しないなど、借主の責めに帰すべき事由によって、請求が延着または到着しなかった場合は、通常到着すべき時期に期限の利益が失われたものとします。

第 11 条（貸越の中止）

1. 第 7 条に定める約定返済が遅延している場合、および第 10 条により本取引による一切の債務につき期限の利益を失った場合には、新たな貸越を受けることができないものとします。
2. 前項のほか金融情勢の変化、債権保全その他相当の事由がある場合は、銀行はいつでも新たな貸越を中止することができるものとします。

第 12 条（解約）

1. 借主はいつでも本取引を解約することができるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により銀行に通知し、直ちに本取引による債務を全額返済します。
2. 第 10 条第 1 項および第 2 項の事由が生じたときは、銀行はいつでも本取引を解約することができるものとします。
3. 本条第 2 項により本取引が解約された場合は、直ちにカードを返却し、本取引による債務を直ちに全額返済します。

第 13 条（銀行からの相殺）

1. 本取引による債務を履行しなければならない場合には、その債務と借主の預金その他の債権とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも銀行は相殺できるものとします。
2. 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、借主にかりり預け金の払戻を受け、債務の弁済に充当することもできるものとします。

3. 本条第 1 項および第 2 項によって差引計算する場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、預金等の債権の利率については、銀行の預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により 1 年を 365 日とし、日割で計算します。

第 14 条（借主からの相殺）

1. 借主は弁済期にある借主の預金その他債権と本取引による借主の債務とを相殺することができます。
2. 前項により借主が相殺した場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金、その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出します。
3. 本条第 1 項により借主が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知到着の日までとし、利率、料率は銀行の定めによるものとします。

第 15 条（充当の指定）

返済または第 13 条による銀行からの相殺の場合、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対して異議を述べません。

第 16 条（借主からの相殺の場合の充当の指定）

1. 第 14 条により借主が相殺する場合、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは借主の指定する順序方法により充当することができます。
2. 借主が前項による指定をしなかったときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができる、その充当に対しては異議を述べません。
3. 本条第 1 項の指定により債権保全上支障があるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、銀行の指定する順序方法により充当することができるものとします。
4. 本条第 1 項および第 2 項によって銀行が充当する場合には、私の期限未到来の債務については期限が到来したもとして、銀行はその順序方法を指定することができるものとします。

第 17 条（危険負担、免責条項）

1. 借主が銀行に差し入れた契約書等が事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済します。なお、銀行から請求があれば直ちに代わりの契約書等を差し入れます。
2. 諸届その他の書類の印影を借主の届け出た印鑑に、相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、それらの書類につき偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は借主の負担とします。
3. 印章またはカードを失ったときは、直ちに書面によって届出します。この届出前に生じた損害は借主の負担とします。
4. 借主に対する権利の行使もしくは保全に要した費用は、借主が負担します。

第 18 条（届出事項の変更等）

1. 印章またはカードを失ったとき、または氏名・住所・印章その他届出事項に変更があったときには、直ちに書面により届出をします。
2. 前項の届出を怠ったために、届出のあった氏名、住所に宛てて、銀行からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとします。

第 19 条（報告および調査）

1. 銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合は、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
2. 借主の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生ずるおそれがあるときは、銀行に報告するものとします。

第 20 条（取引規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 21 条（合意管轄）

本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本支店または指定口座のある店舗の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第 22 条（譲渡・買入れ等の禁止）

カードの譲渡・買入れまたは貸与は禁止します。これによって損害が生じた場合は、すべて借主が負担します。

第 23 条（管理・回収業務の委託）

銀行は、借主に対して有する債権の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託することができるものとします。

第 24 条（債権譲渡）

借主は、銀行が本取引に基づく債権を他の金融機関に譲渡（信託を含む）する場合のあることをあらかじめ承諾するものとします。

第 25 条（成年後見人等の届出）

1. 借主またはその代理人は、借主について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届け出るものとします。借主の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も、同様に銀行に届け出るものとします。

2. 借主またはその代理人は、借主について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届けるものとします。
3. 借主またはその代理人は、借主について、すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、本条第1項および第2項と同様に届けるものとします。
4. 借主またはその代理人は、本条第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。
5. 本条第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。

第26条（個人情報情報機関への登録と利用）

1. 借主はこの契約に基づく借入金額、借入日、最終返済日等の借入内容にかかる客観的事実について、借入契約期間中およびこの契約による債務を全額返済した日から5年を超えない期間、銀行が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用することに同意します。
2. 借主は、次の各号の事実が発生したときは、その事実について、各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意します。
- (1)この契約による債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、遅延した日から5年間を超えない期間。
- (2)この契約による債務について保証提携先、保険者など第三者から銀行が支払いを受け、または相殺、もしくは担保権実行などの強制回収手続きにより銀行が回収したときは、その事実発生から5年を超えない期間。

第27条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は、借主が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- (1)暴力団員等が経営を支配していることが認められる関係を有すること。
- (2)暴力団員等が経営を実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5)役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主は、借主が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
- (5)その他前号に準ずる行為
3. 借主が、前第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または前第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって、借主は、あらかじめ求償債務を負い、この契約による債務のほか、銀行に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を返済するものとします。
4. 前項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、銀行からの請求が延着または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に期限の利益が失われたものとします。
5. 第3項の規定により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
6. 第3項の規定により債務の弁済がなされたときは、本約定は失効するものとします。

以上

(エム・ユー信用保証株式会社)

保証委託契約者(以下「私」という)は、次の各条項を承認のうえ、株式会社阿波銀行(以下「銀行」という)とのカードローン「あわぎんスマートネクスト当座貸越契約」(以下「原契約」という)にもとづき、私が銀行に対し負担する債務については、エム・ユー信用保証株式会社(以下「貴社」という)の保証を委託します。

第1条(委託の範囲)

- 1 私が貴社の保証を委託する債務の範囲は、原契約にもとづき私が銀行に対し負担する借入金、利息、損害金、その他一切の債務とします。ただし、貴社が銀行との間で、保証の対象となる借入金の限度額等の制限を設けた場合は、制限の範囲内で保証が行なわれ、また、制限の範囲内に保証内容が変更されても異議ありません。なお、保証内容の変更があった場合でも、私が既に原契約にもとづき借入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務にかかる貴社の保証債務は、免責事由が生じた場合を除き存続します。
- 2 原契約の内容が変更されたときは、本契約(く個人情報情報の取扱いに関する同意書)を含む。以下同じ)にもとづく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
- 3 貴社による保証は、貴社が保証を適当と認め保証決定をした後、私と銀行の間で原契約が締結されたときに成立するものとします。
- 4 原契約にもとづく保証委託の有効期限は、私と銀行との間の原契約の取引期限と同一とし、本契約が更新され、または期間延長されたときは、当然に本契約も更新され、または本契約にもとづく保証委託の期間も延長されるものとします。

第2条(債務の弁済)

貴社の保証を得て銀行から融資を受ける場合、私は、原契約の各条項を遵守し、期日には元金とともに相違なく支払い、貴社に一切負担をかけません。

第3条(反社会的勢力の排除)

- 1 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)この契約および銀行との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行もしくは貴社の信用を毀損し、または銀行もしくは貴社の業務を妨害する行為
- (5)その他前号に準ずる行為
- 3 私が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、貴社はこの保証を中止し、または本契約を解約することができるものとします。中止または解約の場合は、第4条第5項を除き、第4条を準用します。
- 4 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、貴社に何らの請求をしません。また、貴社に損害が生じたときは、私がその責任を負います。

第4条(中止・解約・終了)

- 1 原契約または本契約にもとづく私の不履行など貴社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも貴社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって貴社の通知に代えるものとします。
- 2 前項により貴社から保証が中止または解約されたときは、ただちに原債務の弁済その他必要な手続を取り、貴社には負担をかけません。
- 3 原契約が終了した場合は、本契約も当然に終了することとします。この場合、私は、貴社が保証依頼書を私あてに返却しない取り扱いをしたとしても異議ありません。
- 4 保証債務が履行済みであるか否かを問わず、貴社の保証債務が免責される事由が生じた場合、私は、貴社が既に負担した保証債務を免れても異議ありません。
- 5 第1項により保証を解除された場合でも、私が既に原契約にもとづき借入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務にかかる貴社の保証債務は、前項の免責事由が生じた場合を除き存続します。

第5条(代位弁済)

- 1 貴社が銀行から保証債務の履行を求められた場合、私は、貴社が私に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
- 2 貴社が銀行に対して代位弁済をした場合、私は、銀行が私に対して有していた一切の権利が貴社に継承されることに異議ありません。
- 3 前項により貴社が継承した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

【保証委託約款】

第6条(求償権)

- 1 前条により貴社が銀行に対して代位弁済した場合、私は次の各号に定める求償権および関連費用について弁済の責を負い、その合計額をただちに貴社に支払います。
- ① 前条により貴社が代位弁済した全額。
- ② 貴社が代位弁済のために要した費用の総額。
- ③ 前号①、②の金額に対する貴社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行を完了する日まで、年14.6％の割合(年365日の日割計算。ただし、うるう年の場合、年366日の日割計算)による遅延損害金。
- ④ 貴社が私に対し、前号①から③の金額を請求するために要した費用の総額。

第7条(求償権の事前行使)

- 1 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は第5条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。
- ① 銀行または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。
- ② 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき。
- ③ 租税公課の滞納処分、または手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- ④ 原契約または本契約の条項に違反したとき。
- ⑤ その他他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。
- 2 貴社が前項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や、求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。

第8条(弁済の充当順序)

私の弁済した金額が、貴社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、私は貴社が適当と認める方法により充当されても異議ありません。なお、私について貴社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第9条(通知義務等)

- 1 私の財産、経営、職業、地位、業況等について貴社から求められた場合、私はただちに通知し、資料閲覧等の調査に協力いたします。
- 2 前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は、ただちに通知し貴社の指示に従います。
- 3 氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、私はただちに貴社に届出いたします。
- 4 私が前項の届出を怠ったため、貴社が、私から届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなします。

第10条(成年後見人等の届出)

- 1 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、ただちに成年後見人等の氏名・その他必要な事項を書面によって貴社に届出いたします。
- 2 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、ただちに任意後見人の氏名、その他必要な事項を書面によって貴社に届出いたします。
- 3 私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1項および第2項と同様に届出いたします。
- 4 私またはその代理人は、第1項から第3項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出いたします。
- 5 第1項から第4項までの届出の前に生じた損害については、貴社に一切負担をかけません。

第11条(公正証書の作成)

私は、貴社の請求があるときは、ただちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続きを行います。

第12条(管理・回収業務の委託)

私は、貴社が私に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」にもとづき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託することに異議ありません。

第13条(債権の譲渡)

私は、貴社が私に対して有する債権を第三者に譲渡することに異議ありません。

第14条(保証委託約款の変更)

- 1 保証委託約款の内容を変更した場合、貴社は私に通知または貴社が相当と認める方法により公告します。
- 2 変更内容に関する通知または公告がされた後に、私が原契約にもとづく取引をした場合、貴社は私がその変更内容を承認したものとみなします。

第15条(費用の負担)

私は貴社が債権保全のために要した費用、ならびに第6条および第7条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担いたします。なお、以上の費用の支払いは貴社の所定の方法に従います。

第16条(管轄裁判所の合意)

私は、本契約に関しての訴訟、調停および和解については、訴額にかかわらず貴社本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

エム・ユー信用保証株式会社

【個人情報の取扱いに関する同意条項】

第1章 個人情報の収集・利用・提供および登録に関する同意

第1条（個人信用情報機関の利用等）

申込人（以下「申込者」という。）は、株式会社阿波銀行（以下「銀行」という。）が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に申込者の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、銀行がそれと与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用することに同意します。

第2条（個人信用情報機関への登録等）

1. 銀行が本申込および本申込にもとづく契約（以下「本契約」という。）に関して、銀行の加盟する個人信用情報機関を利用した場合、申込者は、下記の個人情報（その履歴を含む。）が銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。

(1)全国銀行個人信用情報センターの登録情報および登録期間

登 録 情 報	登 録 期 間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約期間中および本契約終了本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

(2)株式会社日本信用情報機構の登録情報および登録期間

登 録 情 報	登 録 期 間
本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）および返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）	契約継続中および契約終了後5年以内
取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）	契約継続中および契約終了後5年以内
延滞情報	延滞継続中
延滞解消および債権譲渡の事実にかかわる情報	当該事実の発生日から1年以内
本申込に基づく個人情報（本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報）	照会日から6か月以内
官報情報	宣告日または決定日から7年間

2. 申込者は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

第3条（銀行が加盟する個人信用情報機関と提携先個人信用情報機関の名称等）

銀行が加盟する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。

1. 銀行が加盟する個人信用情報機関
①全国銀行個人信用情報センター
https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ TEL 03-3214-5020
②株式会社日本信用情報機構
https://www.jicc.co.jp/ ナビダイヤル 0570-055-955
2. 銀行が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関
株式会社シー・アイ・シー
https://www.cic.co.jp/ ナビダイヤル 0570-666-414
3. 個人信用情報についてのお問い合わせ窓口は、銀行本支店とします。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（銀行ではできません。）。

第2章 個人情報の利用目的に関する同意

第4条（個人情報の利用目的）

申込者は、銀行が本契約により取得した申込者の個人情報を個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

- （業務内容）
- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
 - 公共債および投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
 - その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）
- （利用目的）

銀行および銀行のグループ会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用いたします。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づく限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスのお申込の受付のため
- 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理、証券業務における取引結果や預り残高の報告等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

- 申込者との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- その他、申込者とのお取引を適切かつ円滑に履行するため（法令等による利用目的の限定）

- ※銀行法施行規則等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ※銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

（情報の分析）
取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた商品・サービスに関する広告や、各種手続きの精度を高めるために利用いたします。
（第三者提供について）

銀行は、申込者の個人情報を第三者に提供する必要が生じた場合、法令に基づく場合等を除き、申込者の同意を得たうえで、利用目的の達成に必要な範囲内において第三者に提供いたします。同意の取得は、申込者に提供の目的、提供する個人情報の項目、提供の手段または方法、提供を受ける者または提供を受ける者の組織の種類および属性、個人情報の取扱いに関する契約がある場合はその旨を通知したうえで行います。

（外部委託について）
銀行は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合がございます。
（提供の任意性）

申込者による銀行への個人情報の提供は、法令等で定めている場合を除き、申込者自身の自由な意思で行っていただくものです。ただし、上記の利用目的にご同意いただけない場合は、お申込内容によってはご希望に添えない場合がございます。なお、ダイレクトメールのお受取り、電話によるセールスを希望されないお客さまは、本支店窓口までお申し出ください。（開示等のお手続き）

銀行が保有する申込者の個人データの開示、訂正、追加または削除、利用停止、消去および第三者提供の停止をご希望の場合は、銀行本支店窓口までお申し出ください。所定のご依頼書をいただき、ご本人を確認させていただいたうえで対応いたします。なお、開示のご請求の場合には、銀行所定の手数料をいただきます。

- ※個人データの管理について責任を有する者
徳島市西船場町2-24-1
株式会社阿波銀行 取締役頭取 福永 丈久
- ※個人情報についてのお問合せ先：お客さまサポートセンター
電話 088-623-3131（受付時間：平日午前9時～午後5時）

以 上

【個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項 (同意条項)】

第1条 (個人情報の信用情報機関への提供、登録、使用)

- 1 エム・ユー信用保証株式会社(以下「エム・ユー信用保証」といいます。) は、エム・ユー信用保証が加盟する信用情報機関 (以下「加盟先機関」といいます。) および加盟先機関と提携する信用情報機関 (以下「提携先機関」といいます。) に申込者および保証委託契約者 (以下「申込者等」といいます。) の個人情報登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。
- 2 エム・ユー信用保証は、申込者等にかかる本保証委託契約にもとづく個人情報 (本人を特定するための情報 (氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報 (契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)、返済状況に関する情報 (入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)、および取引事実に関する情報 (債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)) を加盟先機関に提供します。
- 3 加盟先機関は、下表に規定する情報を下表記載の登録期間にわたり登録します。

加盟先機関	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー (CIC)
登録する情報 (当該情報の登録期間)	・申込情報 (照会日から6ヶ月以内) ・本人を特定するための情報 (契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間) ・契約内容および返済状況に関する情報 (契約継続中および契約終了後5年以内) ・取引事実に関する情報 (契約継続中および契約終了後5年以内。ただし、債権譲渡の事実にかかる情報については当該事実の発生日から1年以内)	・本契約にかかる申込みをした事実 (エム・ユー信用保証が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間) ・本契約にかかる客観的な取引事実 (契約期間中および契約終了後5年以内) ・債務の支払いを延滞した事実 (契約期間中および契約終了後5年間)

- 4 加盟先機関は、当該個人情報を、加盟会員および提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関および提携先機関の加盟会員は、当該個人情報を、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。
- 5 申込者等は、加盟先機関に登録されている個人情報にかかる開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。
- 6 加盟先機関の名称および連絡先は以下のとおりです。

名 称	株式会社 日本信用情報機構
連絡先	0570-055-955
ホームページアドレス	https://www.jicc.co.jp/
名 称	株式会社 シー・アイ・シー
連絡先	0570-666-414
ホームページアドレス	https://www.cic.co.jp/

なお、提携先機関の名称および連絡先は以下のとおりです。

名 称	全国銀行個人信用情報センター
連絡先	03-3214-5020
ホームページアドレス	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

第2条 (個人情報の内容)

申込者等は、エム・ユー信用保証が保護措置を講じたうえで、申込者等の以下の個人情報取得、保有し、第3条の利用目的の達成に必要な範囲内でこれを利用することに同意します。

- (1) 申込者等が所定の申込書等に記入、申告した自己の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、国籍、運転免許証番号、住居種別、居住年数、家賃、家族情報、Eメールアドレス、勤務先、入社年月、卒業年月、就業形態、本社所在地、保険証種別、希望連絡先、連絡可能時間、預金口座等。

- (2) 本保証委託契約に関する申込受付日、与信判断結果、契約日、契約番号、カード番号、借入極度額、支払タイプ、支払期日の設定方式、支払期日、領収書の取扱い、ご利用明細書の取扱い、書類の送付先、ご利用目的のほか、フリーローン申込みの場合は借入要項。
- (3) 本保証委託契約に関する契約開始後の利用残高、利用明細、返済状況。
- (4) 本保証委託契約に関する、申込者等の支払能力を調査するため、または本保証委託契約の途上における支払能力を調査するため、申込者等が所定の申込書等に記入、申告した自己の資産、負債、収入、支出、ならびにエム・ユー信用保証が本保証委託契約以外のエム・ユー信用保証と申込者等との契約により取得した、カードおよびローン等の利用履歴、過去の与信判断結果および過去の債務の返済状況。
- (5) 加盟先機関から取得した申込者等の個人情報 (氏名・生年月日・住所等の本人特定情報、借入内容・返済状況・延滞等の客観的情報)。
- (6) 申込者等または公的機関から、適法かつ適正な方法により取得した、住民票、戸籍の附票等公的機関が発行する書類 (本籍地情報を含みます。) の記載事項。
- (7) エム・ユー信用保証がボイスレコーダー等にて取得した申込者等の音声等。
- (8) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等で定める書類の記載事項 (本籍地情報を含みます。)、および給与明細書、収入証明書等収入を確認する書類の記載事項。
- (9) 登記簿等から取得した会社情報 (代表者の氏名、生年月日を含みます。)、官報等から取得した破産・免責・民事再生情報、電話番号帳等から取得した電話番号情報、地図等から取得した地図情報および表札情報等の公刊物等からエム・ユー信用保証が取得した情報。

第3条 (個人情報の利用目的)

申込者等は、エム・ユー信用保証が第2条の申込者等の個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲内で利用することに同意します。

- (1) 与信判断のため。
- (2) 与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため。申込者等の本籍地に関する情報については、債務者確認および所在確認のため。
- (3) 与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のため。
- (4) 申込者等との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため。
- (5) 与信にかかる商品およびサービスのご案内のため。
- (6) エム・ユー信用保証内部における市場調査および分析、ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため。

第4条 (個人情報の第三者への提供)

申込者等は、エム・ユー信用保証が以下の範囲で個人データを第三者に提供することに同意します。

- (1) エム・ユー信用保証は、保護措置を講じたうえで申込者等の個人情報を以下の第三者に提供することがあります。
- ① 株式会社阿波銀行 (以下「銀行」という。)。
- ② ホームページにて公表している提携会社。
- ③ 申込者等の親族等。
- (2) エム・ユー信用保証は、取得した信用情報機関の個人情報を除く、以下の情報を前項の第三者に提供することがあります。
- ① 第2条 (1) から (9) の情報。
- ② 与信評価情報。
- (3) エム・ユー信用保証から提供を受けた第三者は、第3条に記載された利用目的の範囲内で適正に利用します (この場合、第3条にある「エム・ユー信用保証」を「提供する第三者」に読み替えます。)。ただし、提供を受けた第三者が申込者等の親族等である場合には、申込者等の所在確認のために限ります。

第5条 (個人関連情報の第三者取得)

エム・ユー信用保証は、サービス提供会社から電話接続状況履歴 (全国固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれています。) の提供を受け、申込者等の個人データとして取得し、エム・ユー信用保証の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のために利用します。

第6条 (金融商品等およびサービスのご案内)

申込者等がエム・ユー信用保証からのダイレクトメールまたはEメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合は、以下の場合を除き、エム・ユー信用保証からのご案内をしません。

- (1) 第3条 (5) のご案内を行うとき。
- (2) 申込者等がエム・ユー信用保証にアクセスをされた機会に金融商品等およびサービスのご案内を行うとき。

第7条 (個人データの取扱いの委託等)

- 1 申込者等は、エム・ユー信用保証がエム・ユー信用保証の業務を第三者に業務委託する場合に、エム・ユー信用保証が保護措置を講じたうえで、申込者等の個人データの取扱いを当該業務委託先に委託することに同意します。
- 2 申込者等は、エム・ユー信用保証がエム・ユー信用保証の業務について第三者と提携している場合に、エム・ユー信用保証とエム・ユー信用保証の提携先 (以下「両社」といいます。) が、情報提供に関する取決をしたうえで、相互の正当な業務遂行に必要な範囲で、両社がそれぞれ取得した信用情報機関の個人情報を除く、申込者等に関する信用状況および取引状況等の情報を両社が相互に提供することに同意します。

第8条 (個人情報の開示・訂正・削除)

- 1 申込者等は、エム・ユー信用保証が別途定める手続きに従い、法令等の範囲内で、エム・ユー信用保証に対して自己の個人情報を開示するよう求めることができます。
- 2 エム・ユー信用保証が保有・登録している個人データの内容に不正確または誤りがある場合には、申込者等は、エム・ユー信用保証が別途定める手続きに従い、法令等の範囲内で訂正または削除を求めることができます。申込者等の求めに理由があることが判明した場合には、エム・ユー信用保証は、当該個人データの訂正・削除をすみやかに行います。

第9条 (本同意条項に不同意の場合)

- 1 エム・ユー信用保証は、申込者等が、本保証委託契約に必要な申込書等記載事項の記入、申告を希望しない場合、または本同意条項 (変更後のものを含む。) の内容の全部もしくは一部に同意できない場合、本保証委託契約の締結を断ることまたは当該保証委託契約にかかる銀行の当座貸越契約 (または金銭消費貸借契約) の解約を前提にエム・ユー信用保証で保証委託契約解除の手続きをとることができるものとします。
- 2 第6条のダイレクトメールまたはEメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合でも、これを理由にエム・ユー信用保証が本保証委託契約の締結を断ることまたは当該保証委託契約にかかる銀行の当座貸越契約 (または金銭消費貸借契約) の解約を前提にエム・ユー信用保証で保証委託契約解除の手続きをとることはありません。ただし、エム・ユー信用保証の金融商品およびサービス等の提供および営業案内を受けられない場合があることを申込者等はあらかじめ承認します。

第10条 (本保証委託契約が不成立の場合の個人情報の利用・提供、預託)

申込者等は、本保証委託契約が不成立となった場合であっても、申込者等が本保証委託契約にもとづく申込みをした際の個人情報について、エム・ユー信用保証が一定期間保有し、本同意条項にもとづき取扱うことに同意します。

第11条 (問合わせ窓口)

第6条におけるダイレクトメールまたはEメール等による、金融商品等およびサービスのご案内を希望されない場合の申出、第8条における申込者等の個人情報の開示・訂正・削除の求め、およびその他個人情報に関する問合わせは、エム・ユー信用保証コールセンター (03-6838-0003) まで連絡するものとします。

第12条 (本同意条項の変更)

本同意条項について変更が生じた場合は、エム・ユー信用保証は変更内容をお客様に通知またはエム・ユー信用保証が相当と認める方法により公告します。

※エム・ユー信用保証の個人情報保護方針については、エム・ユー信用保証のホームページで公表しております。
<https://www.mucg.co.jp/>